



市税課からのお知らせ

市民税・県民税・森林環境税

前年所得の申告はお済みですか？

所得の申告は、各種税・保険料等の算定資料となります。未申告のままで、主に次の事項に影響があります。

- 市民税・県民税・森林環境税の非課税の判定
- 国民健康保険税の軽減の判定
- 後期高齢者医療保険料の軽減の判定
- 高額療養費の限度額の算定
- 就学支援金等各給付 等

※未申告の方は、所得の有無にかかわらず速やかに申告してください。

※**令和7年5月2日時点**で未申告の方には、勧奨通知を送付しています。

令和7年5月21日(水)から令和7年度市・県民税所得・課税証明書(令和6年中所得証明書)を発行します

発行に必要なもの

①	発行手数料 1部300円	②	本人確認書類 (顔写真つきの場合は1点確認、 顔写真なしの場合は2点確認)	③	委任状 (代理申請の場合)
---	-----------------	---	---	---	------------------

※ 令和7年1月2日以後にたつの市へ転入された方は、前住所地での発行となります。

◆ コンビニ等に設置しているキオスク端末(マルチコピー機)および本庁、各総合支所に設置している証明書自動交付機でも発行できますので、ぜひご利用ください。(手数料200円) なお、自動交付機等での証明書発行にはマイナンバーカードが必要です。

※ コンビニでの証明書発行は6時30分から可能となります。令和6年度(令和5年中)の所得・課税証明書は、コンビニで取得できなくなります。

令和7年度から適用される税制改正

住宅ローン控除の拡充・延長

●子育て世帯および若者夫婦世帯における借入限度額の上乗せ

以下のいずれかに該当する方が、認定住宅等の新築、もしくは認定住宅等で建築後使用されたことのない住宅の取得、または買取再販認定住宅の取得をして、令和6年中に居住の用に供した場合、令和4・5年入居の場合の水準が維持されます。

- 年齢40歳未満であって、配偶者を有する方
- 年齢40歳以上であって、年齢40歳未満である配偶者を有する方
- 年齢19歳未満の扶養親族を有する方

住宅の区分	借入限度額(改正前)	借入限度額(改正後)
認定長期優良住宅・認定低炭素住宅	4,500万円	5,000万円
ZEN水準省エネ住宅	3,500万円	4,500万円
省エネ基準適合住宅	3,000万円	4,000万円

●新築住宅の床面積要件の緩和

合計所得金額1,000万円以下の方に限り、新築住宅の床面積要件を40平方メートル以上に緩和する措置について、建築確認の期限が令和6年12月31日(改正前:令和5年12月31日)に延長されました。

◆税制改正については市ホームページにも掲載していますので、ご覧ください。

▶ 市税課(☎64・3145)



たつの市民文化賞

第11回日本美術展覧会「書」部門で内閣総理大臣賞を受賞するなど、めざましい活躍をされるとともに、書道教室において後進の育成に努めるなど、地域文化の向上に大きく寄与された功績をたたえ、市民文化賞を贈呈しました。



田中 徹夫さん(龍野町)



たつの市民奨励賞

第68回JA共済全国小・中学生書道コンクール「条幅」の部で農林水産大臣賞を受賞するなど、めざましい活躍をされ、本市の名声を高め、もって市政の発展に寄与された功績をたたえ、今後一層の活躍を期待して、市民奨励賞を贈呈しました。



久保田 菜愛さん(誉田町)

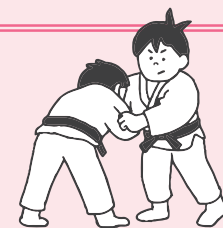


祝全国大会出場

第45回全国少年柔道大会

所属 龍野若竹会
選手 香川 純希さん(誉田小学校6年生)
保宗 大稀さん(小宅小学校6年生)
安藤 玲音さん(荒川小学校6年生)

宮元 昊礼さん(安室小学校6年生)
永富 悠雅さん(半田小学校5年生)
福田 翔心さん(石海小学校5年生)
綾部 遼斗さん(揖保小学校4年生)



石原 こと彦さん(揖保川町)
大正14年4月14日生



福井 アキヨさん(新宮町)
大正14年3月30日生



水田 美恵子さん(揖保町)
大正14年3月28日生

祝100歳



戸籍の氏名に振り仮名が記載されます

振り仮名の確認にご協力ください

改正戸籍法の施行により戸籍に氏名の振り仮名を記載するため、皆さんに通知書を送付し氏名の振り仮名を確認します。

氏名の振り仮名の確認手順

- ①本籍地の市区町村から戸籍に記載される予定の氏名の振り仮名の通知書が届きます。(令和7年5月26日(月)～令和7年8月頃)
- ②通知された振り仮名を確認してください。
※誤っている場合は、「氏名の振り仮名の届出」が必要(正しい場合は、手続き不要)
- ③令和8年5月25日(月)までに届出がなかった場合は、通知書の振り仮名が戸籍に記載されます。

届出期間 令和7年5月26日(月)～令和8年5月25日(月)

届出方法 オンライン(マイナポータル)、郵送または市区町村の窓口

届出人 ●氏は原則戸籍の筆頭者 ※筆頭者が除籍されている場合は、その配偶者、その配偶者も除籍されている場合は子
●名は本人(15歳未満の場合は原則親権者)

注意事項 振り仮名の届出に手数料はかかりません。また、届出をしなくても罰則・罰金はありません。振り仮名の届出に当たって法務省や市区町村から金銭を支払うよう要求されることはありません。詐欺にご注意ください。市区町村に届出をした後に振り仮名を変更するには、家庭裁判所の許可を得て、届出をする必要があります。

詳しくは法務省ホームページをご確認ください



▶ 市民課・戸籍フリガナ特設窓口(☎64・3190)

